

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月26日
【会社名】	プレミアグループ株式会社
【英訳名】	Premium Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5709
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 426,832,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株式の募集条件、その他新株式発行に関し必要な事項が2018年12月26日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	103,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年12月17日（以下「発行決議日」という。）に開催した取締役会（以下「本取締役会」という。）において、同日に承認をうけた株式会社東京証券取引所市場第一部指定（以下「一部指定承認」という。）を機に、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、経営参画意識を高めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」という。）に対する譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。本有価証券届出書の対象となる当社普通株式（以下「本新株式」という。）は、本制度に基づき、割当予定先である当社の対象従業員に対して、当社の取締役会の決議により譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権を出資財産とする新株式発行を通して付与されるものです。また、当社は、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により各対象従業員が割当てを受ける本新株式を以下「対象株式」という。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

（後略）

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	103,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年12月17日に開催した取締役会（以下「本取締役会」という。）において、同日に承認をうけた株式会社東京証券取引所市場第一部指定（以下「一部指定承認」という。）を機に、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、経営参画意識を高めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」という。）に対する譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、2018年12月26日付の取締役会において募集条件を最終的に決定し、本制度に基づく新株式の発行を決議いたしました。本有価証券届出書の対象となる当社普通株式（以下「本新株式」という。）は、本制度に基づき、割当予定先である当社の対象従業員に対して、当社の取締役会の決議により譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権を出資財産とする新株式発行を通して付与されるものです。また、当社は、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により各対象従業員が割当てを受ける本新株式を以下「対象株式」という。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

（後略）

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

<訂正前>

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	103,600株	426,832,000	213,416,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	103,600株	426,832,000	213,416,000

（中略）

（注）4．発行価額の総額、資本組入額及び増加する資本準備金の総額並びに対象従業員に支給される金銭債権の金額は、2018年12月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の終値（以下「東証終値」という。）を基準として算出した見込額であります。当社は、本新株式の発行決議日付で、一部指定承認、2019年3月31日を基準日、2019年4月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割することに係る決議及びワランティサービスを展開している会社である株式会社ロペライオソリューションズの買収を行った旨をそれぞれ公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、また既存株主の利益への配慮という観点から、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式の発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2018年12月26日から2018年12月28日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、2018年12月14日の東証終値である4,120円と条件決定日の直前取引日の東証終値を比較し、高い方の金額に本新株式の発行価額を最終的に決定し、かかる金額を基準として、発行価額の総額、資本組入額及び増加する資本準備金の総額並びに対象従業員に支給する金銭債権の金額を最終的に決定いたします。

<訂正後>

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	103,600株	426,832,000	213,416,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	103,600株	426,832,000	213,416,000

（中略）

（注）4の全文削除

(2)【募集の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定(注1)	未定(注1)	50株	2019年1月10日～ 2019年3月25日	-	2019年3月26日

- (注) 1. 発行価格は、発行決議日の直前取引日である2018年12月14日の東証終値である4,120円と、条件決定日の直前取引日の東証終値を比較して高い方の金額とし、条件決定日において資本組入額とあわせて最終的に決定いたします。
2. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、本割当契約に基づき対象従業員に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。
3. 発行価格は、本新株式の発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 本新株式の発行は、本制度に基づき、当社の第5期～第9期事業年度(2019年4月1日～2024年3月31日)の報酬として譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に対象従業員に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

<訂正後>

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,120	2,060	50株	2019年1月10日～ 2019年3月25日	-	2019年3月26日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、本割当契約に基づき対象従業員に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株式の発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本新株式の発行は、本制度に基づき、当社の第5期～第9期事業年度(2019年4月1日～2024年3月31日)の報酬として譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に対象従業員に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(注) 1の全文削除及び2、3、4の番号変更